



地震に強いまちを目指して

☎ 建築指導課
☎ 309191

建物に関する補助制度があります

補助額や申請方法など、事業内容により異なるため、各二次元コードで確認するか、問い合わせてください。

対象工事・建物など		申込期限	詳しくは、市ホームページから▼
木造住宅耐震診断（無料）	現地調査し、地震に対する安全性を評価します。対象は、個人が所有する昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建住宅です。	9月30日(水)	
木造住宅耐震化工事	個人が所有する昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅で、耐震性が不足するものの耐震改修・建て替え・除却工事、耐震シェルター・耐震ベッドの設置工事		
ブロック塀の除却・建て替え	次の全てを満たすブロック塀 ・個人所有のもので道路に面するもの ・道路面からの高さが0.6m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のもの） ・安全性が確認できないもの ・適法に築造されたもの		
土砂災害対策改修	建築基準法で定める土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造基準に適合しない既存不適格である住宅	随時	
がけ地近接等危険住宅移転	次のいずれかの区域にある既存不適格建築物の除却または移転を行う住宅 ・条例に基づき指定した災害危険区域内にある ・条例で建築を制限されている区域内にある ・土砂災害特別警戒区域内にある	随時	

日々の暮らしを地球に優しく

☎ 環境共生課 ☎ 9224

①住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

対象設備を設置する人に、費用の一部を補助します。

対象者 市税の滞納がなく、市内の自ら居住する戸建ての住宅に対象設備を設置する人（事務所・店舗兼住宅は対象外）

対象設備	補助額
太陽光発電設備 屋根などへの設置	7万円/kW
ソーラーカーポート	対象経費の3分の1
蓄電池（※1）	5万円/kWh

（※1）太陽光発電設備と同時に設置する定置用蓄電システム

②事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金

対象設備を設置する事業所に、費用の一部を補助します。

対象者 市内で事業を行う中小企業・個人事業主など

種別	対象設備	補助額（※2）
創エネ	太陽光発電設備 屋根などへの設置	5万円/kW
	ソーラーカーポート	対象経費の3分の1
	蓄電池（※1） 家庭用	5万円/kWh
省エネ	業務用	6万円/kWh
	高効率空調機器	対象経費の2分の1
	高効率照明機器	
	高機能換気設備	
高効率給湯器		

（※1）太陽光発電設備と同時に設置する定置用蓄電システム

（※2）上限額は市ホームページなどで確認してください

◆①②共通

申請方法 申請書に必要書類を添えて、市役所1階環境共生課まで持参。

③次世代自動車導入促進補助金

対象車両を新たに購入し、補助要件を全て満たす場合、費用の一部を補助します。

対象者 市在住の個人または市内の事業者

対象車両	補助要件	補助額	申請上限
電気自動車	①国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の交付決定を受けていること ※一部対象外の車種あり ②CEV補助金の交付決定通知書の日付から申請まで1年以内であること ③使用の本拠地が廿日市内であること ④災害時、市の要請に基づき、避難所などへの電力供給に可能な範囲で協力すること	10万円/1台	1世帯・1事業者あたり5台まで
プラグインハイブリッド自動車			
燃料電池自動車			
超小型モビリティ		5万円/1台	
ミニカー			

申請方法 申請書に必要書類を添えて、市役所1階環境共生課まで持参または郵送。

※個人の場合は市公式LINEで申請できます

詳しくは、市ホームページを確認してください▶



廿日市市職員採用試験

☎ 人事課 ☎ 9104

令和9年4月1日採用予定の職員を募集します。

募集要項（予定）

試験区分	主な受験資格	第1次試験
事務	平成8年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で30歳以下の人）	6月21日(日)
土木 建築	平成8年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で30歳以下の人）	5月15日(金)～ 6月15日(月)
土木（職務経験者） 建築（職務経験者）	・昭和51年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で50歳以下の人） ・土木または建築に関する職務経験が通算3年以上ある人	
保育士	・平成8年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で30歳以下） ・保育士の資格を有する人、または令和9年4月1日までに資格を取得する見込みの人	6月28日(日)
保育士（職務経験者）	・昭和51年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で50歳以下の人） ・保育士の資格を有しており、保育に関する職務経験が通算3年以上ある人	6月12日(金)～ 7月6日(月)
保健師	・平成3年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で35歳以下） ・保健師の資格を有する人、または令和9年4月1日までに資格を取得する見込みの人	9月6日(日)
消防	平成11年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在で27歳以下）	9月6日(日)

申込方法 市ホームページまたは受験案内などの二次元コードから申し込んでください。

※詳しくは、受験案内で確認してください。試験区分「保育士（職務経験者）」は6月中旬、「保健師」および「消防」は7月上旬に公表します

市ホームページ▶



ごみインフォメーション

☎ 循環型社会推進課 ☎ 9133

ふれあい収集

申請により、週に1回玄関先などでごみを収集します。希望に応じて声かけなどの安否確認や、緊急連絡先への通報なども行います。

対象 同一敷地内で生活している全員が①～④のいずれかに該当する場合

①要介護、要支援認定または介護予防・日常生活支援総合事業の対象者として認定を受けており、ケアプランでふれあい収集の利用が計画されている人

②次の身体障がいのある人
・視覚障害（障害等級1～2級）
・肢体不自由（障害等級1～3級）
・内部障害（障害等級1～3級）

③療育手帳④、Aを所持している人

④精神障害者保健福祉手帳（障害等級1～2級）を所持している人

申請方法 申請書に、必要書類の写し（※）のいずれかを添付し、市役所1階循環型社会推進課または各支所に提出。（※）介護保険被保険者証および介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

資源回収推進報奨金制度

資源回収活動を行う団体に対し、報奨金を交付します。

対象 町内会や子ども会などの営利を目的としない団体

対象となる活動 集団で回収した資源物を回収対象品目ごとに整理し、資源回収業者に直接引き渡す資源回収活動

報奨金 新聞・雑誌などの古紙類、布類、かん類、びん類などの資源物、1kgあたり5円（1円未満の端数切り捨て）

※予算に限りがあります

※詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせてください

ごみ散乱防止ネット、ごみ一時保管庫等購入費補助

町内会などにごみ散乱防止ネットなどの購入費を補助します。

対象

・市が委託収集をしているごみ集積所を管理しており、市が認めたもの
・資源回収活動を実施しており、営利を目的としない団体

対象品目	補助金額	上限	申請手続き	
ごみ一時保管庫など	ごみ一時保管庫 資源保管庫 折りたたみ式ボックス	購入費の2分の1	10万円	購入前に要申請
ごみ散乱防止ネット（※）	全額	5,000円		購入後に申請

（※）6月1日(月)から、窓口での現物支給も開始します。詳しくは、市ホームページを確認してください

◆ごみ一時保管庫と資源保管庫は設置予定地の所有者への同意が必要です

申請方法 必要書類を市役所1階循環型社会推進課または各支所に提出。